

桜岡小学校の交通事故への対応について

平成 28 年 10 月 28 日に発生した痛ましい交通事故から、1 か月半が経過しました。亡くなられた児童のご家族の皆様にご心からのお悔やみを申し上げますとともに、けがを負われた児童の一日も早い回復をお祈りいたします。現在、学校をはじめとする教育委員会及び関係機関で、児童等の心のケアと安全対策への対応を進めています。

1 児童等への支援

(1) 心のケア

- ・事故直後から、教育委員会は、スクールカウンセラー等を学校に派遣。児童、保護者、教員等へのカウンセリングを実施。
- ・教育委員会は、教員が児童の心に寄り添う時間が持てるように、非常勤講師を追加配置。保健室支援の非常勤講師も配置決定。
- ・教育委員会は、児童精神科医の派遣を行い、児童や職員の心のケアについてアドバイスを実施。
- ・今後も、けがをした児童を含め、心のケアに必要な児童、保護者、教員等を注意深く見守り、必要に応じて人的支援を実施予定。

(2) 通学の見守り・支援

- ・当該登校班は、発生直後から集合場所を変更し、事故現場を迂回するルートで登校。今後、学校は、保護者と話し合いながら、通学路を検討。
- ・事故後、保護者、地域ボランティア、教職員、区役所、警察による登下校時見守りを実施。引き続き、保護者を中心に児童の登下校時の見守りを実施中。

2 通学路の安全対策

(1) 現在までの対応について

- ・教育委員会からは、市立小・中学校等に向けて、10 月 31 日付で「児童生徒の登下校時の安全確保について (通知)」「通学路の交通安全の確保の徹底について (通知)」を発信。
- ・当該校では、11 月 11 日に教職員が全通学路の点検を行い、危険個所の対策について検討を開始。また、保護者等に向けて「学区内標識調査・危険箇所調査のお願い」のアンケートを 11 月 17 日に配布し、意見を集約して検討予定。
- ・警察を中心とした関係機関の会議において、安全対策の改善を検討中。

(2) 今後の安全対策について

- ・当該校では、スクールゾーン対策協議会を今年度すでに開催していたが、年内に再度開催し、改善に向けた要望を検討予定。
 - ※スクールゾーン対策協議会
各小学校等に設置。毎年、地域、保護者、学校、土木事務所、警察署が連携し、スクールゾーン内の調査、点検を行い、安全対策を講じるための協議会。
- ・他区局、関係機関と協力した更なる安全対策への取組。